

家庭教育支援法の制定を求める意見書

今日、核家族化の進行、地域社会の絆の希薄化など、家庭を巡る社会的な変化には著しいものがある。そのため過保護、過干渉、放任など、家庭教育力の低下が指摘されるようになり、極めて憂慮するところとなっている。

さらには、厚生労働省の発表によると児童虐待相談件数は毎年増加しており、平成28年度には12万2,578件を数え、一層深刻さを増している。このような状況を一刻も早く解決しなければならない。

若い父親・母親の出産や育児などが、関係の希薄化した社会に置かれ、孤立してしまう状況が増えており、行政からのより積極的な家庭教育への応援態勢が必要な時であると考えます。

未来社会の担い手である子どもたちを育成する家庭は、社会と国の基本単位であり、家庭倫理が社会倫理の基盤にもなっていく。

教育基本法第10条においても、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって」とし、また「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と規定されている。

よって、国会及び政府におかれては、家庭教育支援法を制定するよう本市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

藤 沢 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

あて